

せいり ばんごう 整理番号	3-1-6	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	どうにゆうへん 導入編		
こう ぐく 項目	ちいき まち 地域で守るべきルール		
ない よう 内容	どうぶつ 動物・ペット		

1 想定される質問の背景

- 賃貸住宅で動物を飼いたい。
- 動物を飼うときに注意すべきことはあるか知りたい。

2 基本的な質問と回答

相談者 賃貸住宅では動物は飼えますか？

回答者 神奈川県営住宅内では、盲導犬などを除き、犬、猫、にわとり、鳩等の動物を飼うことが禁止されています。他の居住者の迷惑にならない範囲で、熱帯魚や小鳥を室内で飼うことは認められています。他の市営住宅や民間集合住宅でも同様の例が多いようです。賃貸契約書等でよく確認してから飼いはじめてください。

相談者 動物を飼うときに注意しなければならないことはありますか？

回答者 動物やペットを飼うことによって生じる鳴き声などの音や、糞尿などの臭いが、隣の部屋などの他の居住者の迷惑にならないように注意してください。ベランダへの鳥かごの放置や、ベランダでの糞尿の清掃などは行わないようにしましょう。

相談者 犬を飼うときに注意しなければならないことはありますか？

回答者 生後91日以上の犬を飼うときは、飼いはじめてから30日以内に、市区町村の窓口や保健所などに登録の申請をしなければなりません。登録の申請は、狂犬病予防注射を受けるときにできます。登録申請を行うと「鑑札」が交付されますので、それを必ず犬の首輪につけてください。登録はその犬の生涯有効です。転居したり他人に犬を譲るなど、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに市区町村の窓口へ届けてください。なお、生後91日以上の犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。狂犬病予防注射は、近くの動物病院（獣医師）または市町村の指定した場所で行っています。狂犬病予防注射を受ければ、「狂犬病予防注射済票」が交付されますので、鑑札と同様、首輪につけておいてください。

3 派生する質問と回答

相談者 新たな引越先で今まで飼っていた犬や猫が飼えないのですがどうしたらよいでしょうか？

回答者 友人・知人を介して新たな飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからないときは、保健所や市区町村窓口で相談して処分を委ねてください。処分の依頼には手数料がかかります・かかりません。

⇒ 保健所 13-5-2へ

⇒ 所管課：() 市区町村() 課